

プロジェクションマッピングに係る規制に関する意見

平成30年 2月15日

規制改革推進会議

プロジェクションマッピング(以下「PM」という。)は、高度な技術を駆使した新たな表現手段であり、国内外での活用が進んでいる。2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、日本の魅力をアピールする重要な手段でもある。しかし、わが国では、PMは屋外広告物として規制されていることから、公共空間での活用が進んでいない。

PMは、企業名・商品名等が表示される典型的な広告の場合であっても、広告板や広告塔のような有体物ではなく、また、常時表示されるものでもない。これを、昭和24年制定の屋外広告物法が想定する従来の屋外広告物と同様の規制下に置くこと自体、無理がある。今後発展し続けるPMの技術を、昭和20年代の立法当時の考え方で制約することがあってはならない。

現在、屋外広告物は、国土交通省が作成した「屋外広告物条例ガイドライン」(昭和39年3月27日建設省都市総務課長通達)を踏まえ、各自治体が条例を制定している。PMは、この条例に基づき自治体が個別に判断して対応しており、実施には多くのハードルがある。国際的に活躍するPMの日本人アーティストは多いが、国内での活躍の場は少なく、創意工夫の発揮が制限されているのが実情である。

2020年を間近にひかえ、PMへの期待は高い。国土交通省は、下記1に示す問題点を解決してPMの実施を促進するため、下記2の今後の方策に記載する措置を講じるべきである。

1 問題点

(1) PMに係る規制の不明確性

- ・ 屋外広告物に対する具体的な規制は、屋外広告物法に基づいて各自治体の条例によって定められており、実施予定のPMが屋外広告物に該当するかどうかを含めて、自治体が個別に判断している。
- ・ PMの実施に関する自治体の判断は、例えば、
 - 屋外広告物に該当するとして、投影する面積を規制した事例(平成28年12月：名古屋市の名古屋港ポ・トビル)
 - 屋外広告物に該当するが5日間の実施であったため、許可不要とした事例(平成29年1月：仙台市内のマンション建設予定地)
 - 1日だけの30分間の実施であったため、屋外広告物に該当しないと判断した事例(平成28年8月：北九州市の市庁舎)など、さまざまである。
- ・ 東京都では、PMが、表示の面積や高さが一定の規格(広告板の規格に準ずる)を超える場合、道路等の禁止区域をまたいで投影する場合には、その実施を禁止

している。ただし、企業名・商品名等が映らない一時的なPMは規制の対象外としており、また、審議会の議を経て特例的に実施を許可する場合もある。

- ・ このように、事例ごとの判断になるケースが多いため、実施主体は、実施できるのかどうか、実施の際にいかなる制限がつけられるのかを予見し難い。また、どこに申請すればいいかも明確にされていない場合が多い。
- ・ また、許可されるまでに時間がかかり、東京都においては、実施主体が警視庁や地元市区町村など関係者との調整を終え実施の目途がたった後、更に手続きに2～3カ月を要しているとの回答である。

(2) PMを従来の屋外広告物と同様のものとして扱うことの矛盾

- ・ 屋外広告物は、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」(屋外広告物法第2条)であるが、映像の投影であるPMは、屋外では夜間にのみ実施できるものであり、連続して表示される期間には自ずと限りがある。
- ・ 道路は屋外広告物の表示の禁止区域とされているが、その理由は、屋外広告物が道路交通の障害となることにあると考えられる。しかし、無体物であるPMは道路を塞ぐわけではない。
- ・ 屋外広告物は表示の面積や高さが規制されているが、その理由として、景観に対する配慮のほか、落下による事故の可能性等が考えられる。しかし、無体物であるPMにはそのような可能性は考えられない。
- ・ 東京都のように、企業名・商品名等が映る場合には表示の面積や高さなどの規制を課す例があるが、面積・高さが規制されるとPMの表現技法を十分に生かすことができない。また、PMの場合、一般的には企業名・商品名等が常時表示されるわけではない上、作成に費用がかかるため、スポンサーがいなければPMの実施は事実上困難である。

2 今後の方策

- ・ 国土交通省は、自治体におけるPMの実施の情報を収集したうえで、屋外広告物条例ガイドラインの見直しを行うとしている。
- ・ しかし、従来の屋外広告物とは性質が全く異なるPMに対して、従来のガイドライン見直しで対応することには無理がある。これではPMにおける創意工夫が阻まれるし、今後の新たな技術の展開にも遅れることになる。
- ・ したがって、PMは従来の屋外広告物に含まれないことを明確にする必要がある。
- ・ 2020年のオリンピック・パラリンピックまで、残された時間は少ない。PMに対する海外の規制も参考にしながら、PMにふさわしく、かつその実施を促進する必要最小限のルールを早急に定め、自治体に対応を求めるべきである。

以上